外 国 籍 の 受 験 者 の 方 へ

外国籍の方が蒲郡市職員採用候補者試験を受験して合格し採用された場合、外国籍の方は公務員に関する基本原則に基づき「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に該当する職務に就くことができませんので予めお知らせいたします。

１　「公権力の行使」にあたると思われる業務を例示すると概ね次のとおりです。

○　公の施設の管理運営事務
○　許可等の権限を有する事務
○　補助金の交付事務
○　使用料、手数料の賦課徴収事務
○　専決又は代決する権限を付与された事務
○　その他市民に対して公権力の行使を伴う事務

２　「公の意思形成への参画」に携わる職は概ね次に掲げる勤務公所です。

○　秘書広報課、人事課、企画政策課、共創共生課、行政課、財務課、税務課、収納課、都市計画課など
○　上記以外の勤務公所においても「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる職には就くことができません。